

<h2 style="margin: 0;">学校事故等の報告要領</h2>	学校安全課
--	-------

【学校の対応】

(1) 報告しなければならない事故

<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡事故、死亡のおそれのある事故 ○ 傷害の程度の重い事故（概ね骨折以上） ○ 頭部の事故、頭部の打撲や目や歯に関わるもの ○ 損害賠償責任が発生する（安全配慮義務違反）おそれがある事故 ○ 本人・相手が救急搬送されたもの（「加害」となった場合も含む） ○ 学校管理下（部活動を含む）の熱中症による救急搬送 ○ 学校管理下のアレルギー症状（疑いを含む）※<u>体育健康課へ報告をお願いします。</u> ○ AED使用時 ○ その他 校長が報告を必要と認める事故
--

(2) 報告の手順

①第一報	事故後すみやかに、別紙【様式1-1】（熱中症は【様式1-2】）を、市町村(組合)教育委員会へ、電子メールで送信し、電話で確認する。 「1 報告種別」の「□第1報」の□を■または☑とし、表面に必要事項を記入する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。 ※ただし、命に係わる重大事故や、やむなく校外から第一報を電話連絡する場合などは、この限りでない。 ○事故の状況等については、事実のみを具体的に記載することとし、推測や憶測を記載しないこと。
②続報（追記）	必要に応じ、新しい情報を第一報に書き加え、電子メールで提出する。 「1 報告種別」の「□続報第○報」を報告回数に応じ、「■続報第○報」または「☑ 続報第○報」と記入すること。	○けがの程度によって、関係者から「命に別状なし」と伝えられることが多いが、それが <u>医師の判断であるかどうか</u> を必ず確認すること。
③基本調査実施報告	設置者より基本調査実施の指示があった場合は、【様式1-1】に、②以降に判明した事実を追記し、裏面の基本調査実施報告書を記入した上で、市町村(組合)教育委員会に提出する。 【様式1-1】の「1 報告種別」の「□基本調査実施報告」の□を■または☑とすること。	○基本調査については、被害児童生徒の保護者の意向も踏まえ、特別な事情がない場合は調査を実施することを前提とする。 ○基本調査の対象は以下の通り。 (1)全ての学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故 (2)治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等※重篤な事故 ※意識不明（人工呼吸器装着、ICUでの治療等）、身体の欠損（歯を含む）、身体機能の喪失を伴う事故
④重大事故報告書	命に関わる重大事故については、事故の発生状況から、学校の対応等、全般についてまとめ、市町村(組合)教育委員会へ電子メールで提出する。	○様式は任意とし、各市町村(組合)教育委員会の管理規則に沿ったものとする。 ○公立幼稚園等、特定教育・保育施設は、死亡事故や重大事故について「特定教育・保育施設等 事故報告様式」に沿って報告すること。
⑤死亡報告書	事案発生後、詳細を別紙【様式2】にまとめ、市町村(組合)教育委員会へメールで提出する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。

(3) 報告の流れについて

①校長発 → 市町村(組合)教育委員会教育長 ・所定の様式（重大事故は任意）を、電子メールで提出する。
②市町村(組合)教育委員会教育長発 → 教育事務所長 ・鑑文と共に、学校長から提出された報告書を送付する。
③教育事務所長発 → 学校安全課長

・鑑文と共に、学校長及び市町村(組合)教育委員会から提出された報告書を送付する。

【市町村(組合)教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村(組合)教育委員会は、学校長(担当者)から事故報告を受けた場合、すみやかに第一報を教育事務所へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 教育事務所は、市町村(組合)教育委員会からの報告を受けた場合、すみやかに学校安全課へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 事故の状況やけがの内容・程度、処置の状況等が判明するまで、かつ、児童生徒の容体が落ち着くまでは、随時学校と連絡を取り合い、教育事務所を通じて、学校安全課へ報告する。
※アレルギー症状(疑いを含む)による事案では、再発防止・未然防止等の対策に生かすために、管理指導表の写し(個人名を伏せて)の提出をお願いすることがあります。提出にあたっては、保護者の同意を得る等、配慮をお願いします。
- 市町村(組合)教育委員会は事故の状況やけがの内容によって、日本スポーツ振興センター名古屋支所へ連絡・相談する。
- 市町村(組合)教育委員会は、基本調査実施報告書の内容や学校への聞き取り等の結果を踏まえ、詳細調査への移行について判断を行い、基本調査実施報告書の「9 詳細調査への移行の有無」欄に移行の有無を記入し、教育事務所に提出をする。詳細調査への移行をしない場合は、その理由についても明記すること。
- 教育事務所は基本調査実施報告書の内容を確認し、不明な点や調査が不足している点について、市町村(組合)教育委員会に確認をした上で、学校安全課まで報告書を提出すること。
- 市町村(組合)教育委員会は、学校において発生した事故(登下校時、スクールバスの事故を含む)について、報道への情報提供を行う場合は、情報提供前に教育事務所にその旨を報告すること。教育事務所は連絡を受けた際には速やかに学校安全課まで報告をすること。